

- ・東京の砕石、来年度ト、500円値上げ

首都圏の骨材生産、販売、輸送業者は、値上げ積残し分と来年度からの新たな値上げ交渉を進める。原石と輸送手段の確保、生産設備の更新のための資金確保は今後、骨材業者が存続していくうえで極めて重要。また、長期にわたり骨材を安定供給していくためにも、値上げを実現して適正な価格で販売していかなければならない。

- ・群馬県砕石工組各社、来年度ト、100円程度値上げ

群馬県砕石工業組合(浅川達郎理事長)の組合員各社は砕石製品全般について、4月1日出荷分から輸送費込みの着値でト100円程度の値上げを要請している模様だ。前年度からの継続的な値上げにより減り続ける傭車ダンプの安定確保と、社員の待遇改善を含めて砕石事業の経営の健全化を図る。各社は13年度下期からト200円以上の値上げを打ち出しており、ゼネコンを中心に抵抗感が強かったが、組合として業界の窮状を訴えるとともに、各社の粘り強い交渉が成果を挙げ、県の砕石全般の設計単価も14年度に入り昨年4月にm<sup>3</sup>200円、10月に500円上がった。

- ・軽油引取税課税免除措置3年延長に

今年3月末で期限を迎える軽油引取税課税免除措置(免税措置)について17年度までの3年延長が決まった。1リットルあたり32円10銭の軽油引取税を免除するもの。経済産業省は12月30日に「15年度税制改正について」を発表し、岩石および砂利を含む鉱物の掘削や運搬等のために使用する機械の動力源用途について課税免除の特例措置の適用期限を3年延長とした。

- ・「採石業」の労災保険率6ポイント引き下げ

来年度から「採石業」の労災保険率の6ポイント引き下げが決まった。12月15日、労災保険率改定等を骨子とする厚生労働省の改正省令案について、諮問機関の労働政策審議会が妥当とする答申をした。これにより改正省令案が4月1日から施行され、「採石業」は1000分の58から52に引き下げられる。砂利採取業を含む「その他の鉱業」は1000分の26、「石灰石鉱業又はドロマイト鉱業」は1000分の20で、それぞれ1ポイント引き上げられる。